

# Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

## 核兵器・核実験モニター

353  
10/6/1

毎月2回1日、15日発行  
1996年4月23日  
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

「核保安  
サミット」  
を考える

—NPTとの棲み分け

## 「核兵器なき世界」への努力を 後方に押しやるな

4月に開かれた核保安サミットと核不拡散条約(NPT)再検討会議の関係の整理が必要だ。そのため「核保安サミット」の内容を報告し検討する。09年4月のオバマ・プラハ演説で提起され、9月の国連安保理サミットにおいて支持された核保安サミットでは、核兵器に使用可能な核物質の厳密な管理を柱とする二つの合意文書が採択された。しかし、核軍縮への問題意識は希薄であり、イランや北朝鮮を選択的に排除した会議の狙いと意義を冷静に分析する必要がある。

### 「核保安サミット」の位置づけ

オバマ大統領が09年4月5日のプラハ演説<sup>1</sup>において示した「核兵器なき世界」のビジョン実現の課題は次の3つであった。①核軍縮の前進＝米ロ新START交渉、包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准と発効促進、検証可能な核分裂性物質禁止条約の追求など。②核不拡散体制の強化、そして③核物質管理の厳密化＝全世界の核物質の保安の4年以内の確保など、である。

①と②が、直接的な意味での核軍縮と不拡散に関する行動方針であったのに対して、③は、前二者と関係しながらも米国が強く抱く危機感を反映して設けられた別の柱であった。「その第一歩を踏み出す」ものとして「核保安サミット」が提案された。

国際社会はプラハ演説を「核兵器なき世界」という鮮烈なメッセージとして受け止めた。オバマ大統領が主導した09年9月24日の「国連安保理決議1887」<sup>2</sup>も、同様な「核兵器なき世界」の流れの一環として受け止められたのは当然であった。したがって、そこで合意された核保安サミットも、そのような流れと一体であると一般的に受け止められた嫌いがある。しかし、「核保安」と「核軍縮・不拡散」との関係は慎重に考察されるべきものである。むしろ、「核保安」問題は「もうひとつの、別の課題」としてとらえた上で、両者の相互関係を考えるのが妥当であろう。

大量破壊兵器の入手を「宗教上の義務」(オサマ・ビンラディン)と呼び<sup>3</sup>、「我々は核兵器を手にし、それを米国人に対して使うだろう」(アルカイダ幹部)<sup>4</sup>と予告する集団やその

同調者たちが、事実上の核保有国・パキスタンとその周辺に潜伏しているという認識こそが米国にとって「今日の最大の脅威」(4月13日、オバマの記者会見)であった。

これを除去するために求められたのが「核保安」に関する国際協調であった。

このような理由から米国自身、「(核保安)サミットの焦点は核物質の保安にあり、不拡散、核軍縮、原子力の平和利用といったより広範な話題は他のフォーラム(筆者注:つまりNPT再検討過程)で議論される」<sup>5</sup>と述べている。このように、核保安問題は、NPT再検討会議と切り離して、米国の「同志国家」あるいは「同調国家」によって進めようとしたテーマであり、ワシントン・サミットは、その話題に限定して開かれたものであった。

### 今号の内容

#### 「核保安」と「核軍縮・不拡散」

[資料]核保安サミット・コミュニケ

#### 日豪とNACのNPT作業文書

[資料]二つの作業文書(全訳)

#### ニューヨーク派遣報告(新田哲史)

#### 【資料】米国の備蓄核兵器ファクトシート

[連載]いま語る—32

金井 創さん(沖縄・牧師)

## 選別された招待国

「核保安」に議論を集中して国際的協力を得たいという米国の意向は、まず招待国の選定に表れた。サミットには46カ国と3つの国際機関(国連、EU、IAEA)<sup>6</sup>が招待された。招待国の選定規準は公式には明らかにされていない。しかし国務省の担当者は「(このテーマに関する)国際的な規範及び条約に参加しているとともに、核物質及び核サイクルを保有する国」及び「地域を代表しうる国」を選んだと話した<sup>7</sup>。

46の招待国のうち34か国はCTBTの発効要件国<sup>8</sup>である。発効要件国であってもイランと北朝鮮は招待されなかった。要件国ではないがシリアにも招待状は送られなかった。その理由は「国際的義務の不遵守」であると国務省は説明した。一方、招待国にはNPT不参加の事実上の核兵器国＝インド、パキスタン、イスラエルが含まれていた。サミットからの排除に反発したイランは対抗して4月17、18日に「核廃絶国際会議」を開催した。

米国がとりわけ重視した招待国の一つはパキスタンであった。それは上記のように核物質と「テロリスト集団」の接点にある国であることから当然と言える。同国は、オバマ・ビジョンに掲げられていることはもちろんのこと、NPT再検討会議の次の实际的措置の筆頭の一つに置かれている兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)に強く抵抗している国である<sup>9</sup>。だからこそ、核物質の生産禁止を追求する従来のNPTの道筋とは別の道筋を通して、パキスタンを「核保安」の国際枠組みの中に引き入れなければならないというのが米国の意思であろう。

## コミュニケと作業計画

4月13日に採択されたコミュニケ<sup>10</sup>(4ページに全訳)は、核保安を、「核軍縮、核拡散防止及び原子力の平和利用と並ぶ国際社会の重要課題」と位置づけ、「核物質の保安を4年以内に実現する」方針への賛同を表明した。さらにコミュニケは、とりわけ高濃縮ウランと分離プルトニウムを重視しつつ、核保安は「各国の基本的責務」であるとした上で、現存する次の2つの国際条約(いずれも日本は批准済み)を「核保安体制の不可欠の要素」と位置づけた。

### ※核物質防護条約(1987年2月発効)

加盟は111か国及び欧州原子力共同体。核物質の国際輸送における防護措置と、その窃盗や強奪を犯罪とし、犯人の引渡しなどのための法整備を義務づける。05年7月8日、対象を平和的目的に使用される核物質の国内における使用、貯蔵および輸送並びに原子力施設に拡大することを含む改正が行われたが未発効である。

### ※核テロリズム防止条約(07年7月発効)

加盟国115か国。加盟国は悪意をもって放射性物質や核爆発装置を所持し、使用する行為を犯罪として裁判権を設定するとともに、犯人を関係国に引き渡すことなどが義務付けられる。

またコミュニケは06年7月に米ロ首脳によって発表された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」、「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」(02年6月、カナダスキス・サミットで採択)そして国連の「役割と貢献」への認識を表明した。

さらに、IAEAの諸活動への支持と協力、核保安の専門知識を有する技術者の育成を含む能力育成(キャパシティ・ビルディング)のための相互支援、国内法制整備、核検出・鑑識な

どの新技術の共有を含む行動指針をコミュニケは示した。一方、コミュニケは核軍縮には一切言及していない。

サミットではコミュニケを補強するための既存国際諸条約の履行と普遍化、核物質防護条約等の強化と普遍化、IAEAの関連活動への支持、強化、協働など11分野における50の作業計画<sup>11</sup>が合意された。

## 各国からのコミットメントと提案

「コミュニケ」と「作業計画」に呼応する具体的提案とコミットメントが各国から相次いで表明された。

米国とロシアは、4月13日、2000年に署名した「プルトニウム管理・処分協定」(PMDA)を改訂する議定書に署名した<sup>12</sup>。議定書は核兵器の削減によって生じた余剰プルトニウムの少なくとも各々34トン、計68トン(米政府によれば核兵器約17000発分に相当する)をMOX(ウラン・プルトニウム混合酸化物)燃料に加工し、民生用原子炉で使用・処分するというものである。処分は2018年開始が予定されている。4月15日には、ロシアの最後の兵器級プルトニウム生産原子炉(ADE-2、クラスノヤルスク)が稼働を停止した(4月15日「ロイター」)。

他の各国からも高濃縮ウランの使用中止と低濃縮ウランへの転換、研究用高濃縮ウランの米国への返却、IAEAの核保安プログラムへの協力と資金拠出、技術開発、技術教育などをめぐる様々な方針表明がなされた<sup>13</sup>。これらの多くは米国との間の、もしくは多国間の既存の合意を実行に移すものであった。

## 成果と問題点

4月13日の記者会見で、オバマ大統領はサミットの成果を次のように要約した。①核テロリズムの脅威の緊急性と深刻さへの認識を共有できた。②プラハ演説における核保安提案への賛同が多く、多くの国から表明された。③核保安が各国の基本的責務であることを再確認できた。④国際協力の重要性を確認できた。オバマ大統領はさらに、核保安には新しい制度や官僚機構は不必要であり、国連やIAEAといった既存の枠組みを効果的に機能させることがむしろ重要であるとの認識を示した。

このような総括は、それ自身、核保安分野における成果として妥当であろう。しかし、核兵器問題全体から見たとき、考えなければならない二つの問題がある。

第1に、「核保安」を米国に同調する国家を介して国際社会全体の課題にすることによって、核物質の危険性の問題が保安問題に偏ってしまう危険性がある。保安問題に取り組んでいることが、「核兵器なき世界」の実現に貢献しているかのような誤解さえ生む落とし穴がある。実際には、核物質が地球上に存在することのもっとも大きな危険性は、それが核兵器の製造に現に利用され、核兵器が使用される可能性に私たちが曝されていることである。その意味で、核兵器に使用可能な核物質のほとんどを占有している核保有国の責任を、「核保安」問題を語るときに前提として絶えず強調しなければならない。会議の結果はこの問題を「希釈」し曖昧にしかねない。

第2には、「核保安」と「核軍縮・不拡散」という課題を分離することの利害得失が整理されていない。冒頭に書いたように、NPTを中心とする核不拡散体制の中に、この両者を持ち込むことのディメリットがある。NPTの3本柱(核軍縮、不



## 【資料1】ワシントン核保安サミット・コミュニケ

2010年4月13日

核テロリズムは国際の安全保障への最も深刻な脅威の一つであり、強力な核保安対策は、テロリスト、犯罪者、または他の非国家主体による核物質入手を防ぐ最も効果的な手段である。

我々は核軍縮、核拡散防止、および原子力の平和利用という目標に加え、核保安という目的をも共有する。それゆえ、2010年4月13日、ここワシントンDCに集まった我々は、核保安の強化と核テロリズムの脅威の削減を約束する。成功のためには、各国による責任ある行動と持続的で効果的な国際協力が必要である。

我々は、核保安を促進するために協働しつつ、すべての脆弱な核物質の保安を4年以内に実現するというオバマ大統領の呼びかけを歓迎し、同調する。

したがって我々は:

1. 国際的な義務に従って核兵器に使用される核物質を含むあらゆる核物質及び自国の管理下にある核施設の効果的な保安を維持し、非国家主体が、核物質を悪意の目的に使用するために必要な情報、技術を手入することを防止し、核保安のための確固とした国内法制及び規制の枠組の重要性を強調することは、各国の基本的責務であることを再確認する。
2. 各国が、必要に応じて支援を要請し、また提供して国際社会として核保安を促進するために協力して行動するよう要請する。
3. 高濃縮ウランと分離プルトニウムには特別な予防措置が必要であることを認識し、これら物質を保安し、責任をもって管理し、適切な場合には統合集約する措置を促進し、技術的及び経済的に可能な限り高濃縮ウラン燃料から低濃縮ウラン燃料への原子炉の転換、及び高濃縮ウランの使用の最小化を奨励することに合意する。
4. 国内法令、政策及び手続きに従い、すべての現存する核保安コミットメントを完全に履行するとともに、未加入のコミットメントに加入するべく努める。
5. 改正「核物質防護条約」及び「核テロリズム防止条約」を含む国際的核保安文書の目的を、グローバルな核保安体制の不可欠な要素として支持する。

6. 国際的な核保安枠組みにおいて国際原子力機関(IAEA)が果たす不可欠な役割を再確認し、同機関が、規程、関連総会決議及び核保安計画に従い、委任された核保安活動を遂行するために必要とされる適切な体制、財源及び専門的技術を保有し続けることを保証するべく努める。
7. それぞれの任務及び加盟国の範囲内において、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」、「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」及び国連が果たす役割と貢献を認識する。
8. 核保安のための能力育成(キャパシティ・ビルディング)、並びに技術開発、人材育成、教育・訓練を通じた核保安カルチャー促進のための二国間の、また、地域的及び多国間レベルにおける協力の必要性を認識し、国際協力と相互支援の調整を最適化することの重要性を強調する。
9. 核の不正取引発生を効果的に防止し、対処するための国家間協力の必要性を認識し、国内法と国内手続きに従い、核検出、核鑑識、法執行及び新技術開発等関連分野における情報と専門的技術を共有することに合意する。
10. 民間事業者を含む原子力産業が核保安において果たす継続的な役割を認識し、物理的防護、計量管理、および保安カルチャーに必要な優先度を付与することを保証するために原子力産業と協働する。
11. 平和的目的と技術のために原子力エネルギーを開発、利用する各国の権利を侵害しない強力な核保安措置の履行を支持し、核保安分野における国際協力を促進する。
12. 核物質の保安に貢献する措置は放射性物質の保安に関連しても有用であることを認識し、両物質の保安のための努力を等しく奨励する。

効果的な核保安の維持には、国際協力によって促進され、各国の自由意志に基づいて実行される国内的努力の継続が必要である。我々は、すべての国々との対話と協力によってグローバルな核保安の強化を促進する。

したがって、我々は、国家的行動並びに関連する国際的協議体と組織の文脈内における協力を含めた国際的行動の指針として作業計画を発表する。次の核保安サミットは、2012年に大韓民国で開催される。

(訳:ピースデポ)

拡散、核の「平和利用」に「核保安」を加えて4本柱にするという意見があった。例えば英ブラウン首相は、09年7月の議会報告書において、核保安をNPTの「新しい第4の柱」にすることを提言した<sup>15</sup>。米国自身、NPT再検討会議において「平和利用」の文脈で「核保安」を焦点化することを検討していたと思われる<sup>16</sup>。しかし、この方法は、核軍縮を推進する議論を現在以上に複雑にし、困難にする。その意味では、「核保安」を別枠で議論することのメリットがある。しかし、上述したように核物質の問題を保安の側面からのみ強調する危険を回避するための議論が不可欠である。

「核保安」を議論するためには、イランや北朝鮮も加わらなければ真の効果は得られない。ワシントン・サミットがそれを避けたのは、「核軍縮・不拡散」の問題との関係を整理できなかったからであろう。両者の関係の整理を、技術面、政治面の両方において今後とも追求する必要がある。

第2回のサミットは、2012年に韓国で開催される。韓国哨戒艇の沈没事件がもたらした朝鮮半島の緊張の高まりを合わせて考えるならば、北朝鮮を排除してなされた「核保安合意」を発展させるサミットは、積み重ねられてきた地域的な核軍縮努力に逆行する力学として作用する可能性が高い。

(田巻一彦、梅林宏道) 

### 注

- 1 本誌第326号(09年4月15日)に抜粋記。
- 2 本誌第337号(09年10月1日)に抜粋記。
- 3 10年4月12日「タイムズ・オンライン」。
- 4 09年6月22日「アルジャジーラ・ネット」英語版。
- 5 国務省ウェブサイト。www.state.gov/nuclearsummit/
- 6 www.whitehouse.gov/the-press-office/world-leaders-and-heads-delegation-attending-nuclear-security-summit
- 7 「アームズ・コントロール・トゥデイ」10年1月/2月。
- 8 同条約付属書2に記載された、条約案作成過程に関わり、核開発能力を有する44か国。
- 9 本誌第337号(09年10月1日)。
- 10 www.whitehouse.gov/the-press-office/communiqu-washington-nuclear-security-summit
- 11 www.whitehouse.gov/the-press-office/work-plan-washington-nuclear-security-summit
- 12 www.state.gov/r/pa/prs/ps/2010/04/140097.htm
- 13 www.whitehouse.gov/the-press-office/highlights-national-commitments-made-nss
- 14 www.whitehouse.gov/the-press-office/press-conference-president-nuclear-security-summit
- 15 「2010年への道—21世紀の核問題への対処」。www.official-documents.gov.uk/document/cm76/7675/7675.pdf
- 16 09年8月12日、スーザン・パーク大統領特別代表(核不拡散担当)のジュネーブ安全保障政策センターにおける講演。geneva.usmission.gov/2009/08/12/ambassador-burk/

# 拡大抑止への依存では、 「核兵器なき世界」の推進役にはなれない

## 日豪と新アジェンダ連合のNPT冒頭作業文書の比較

2010年NPT再検討会議に「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND)で協力した日豪はどのような姿勢で臨んだのであろうか。そのことを考えるために、日豪と、従来から注目されてきた新アジェンダ連合(以下、NAC)の核不拡散条約(NPT)に臨む姿勢を、両者の冒頭作業文書(以下、WP)<sup>1</sup>を中心に比較してみた。(両作業文書の全訳は5、6ページ)

### 核兵器の役割の低減

安全保障政策における核兵器の役割の低減は両者とも重視している。NACは、すべての核保有国に対し「核兵器の改良や新型核兵器の開発、あるいは核兵器の新たな任務の開発に関するモラトリアムを宣言するよう」(項目6)具体的に求めている。しかし、日豪は、一般論として「国家安全保障戦略における核兵器の役割を低減するとの誓約を行うよう求める」(項目4)としているのみであり、新型核兵器の開発などには言及していない。これは、従来から日本政府が、信頼性代替弾頭(RRW)を初めとして、米国の新型核兵器の開発に表立って反対してこなかった姿勢が継続していることの影響である。

さらにNACは、「核兵器国を含んだ地域的な同盟に参加している諸国に対し」、「集団的安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割の低減や排除」(項目10)をめざすべきとしている。これは、主としてNATOを想定していると見られるが、米国の核の拡大抑止に依存する道を歩む日豪両国にもあてはまる問題である。しかし、日豪にとって、この問題は琴線に触れる課題であり、WPはもちろん、政府演説など他の場面においても一切触れられていない。ここには、拡大抑止に依存する日豪の限界が示されていると言えよう。

また日豪は、「核兵器保有の唯一の目的は、自国あるいは同盟国に対する核兵器使用の抑止のみに限定すべきである」とする「唯一の目的」を主張していない。ICNND報告書に盛り込まれ、2月21日の日豪外相共同ステートメント<sup>2</sup>でも触れられていた内容であるだけに、なぜWPでは落とされたのか、疑問が残る。

### 消極的安全保証

核兵器国による非核兵器国への消極的安全保証に関して、日豪は、対象を「NPTを遵守している非核兵器国」に限定した上で、「強化された消極的安全保証を供与するなど」(項目4)と抽象化された表現にとどめている。これは、米国が核態勢見直し(NPR)で、北朝鮮やイランを名指して除外した上で、「NPT遵守の非核兵器国」については、核兵器による攻撃はしないとしたのと同じ立場である。これに対し、NACは、NPT非核兵器国に対し、「法的拘束力のある消極的安全保証を提供する」(項目21)よう求めている。今回の再検討会議への準備会議においては、「法的拘束力」をもたせるかどうか

かが争点であった。その意味でその点をあいまいにした日豪と、明確な原則を貫いたNACの間には際だった違いがある。

### 普遍性と北朝鮮問題

NPTの普遍性の達成に関しては、両者ともに強調している。NACは、「インド、イスラエル、パキスタン」を名指しで、「即時かつ無条件に非核兵器国としてNPTに加盟すること」(項目4)を強く求めている。北朝鮮に対しても、「NPT脱退宣言の撤回、IAEAとの協力関係の再構築、ならびに6か国協議への復帰」を強く求めている。これに対し日豪は、加盟や復帰の問題に触れていない。その代わり、日豪は、項目13で「NPTから脱退した国家は、条約締約国であった間に取得した核物質や設備、また、そのような物質や設備を用いて生産された特殊核物質を平和目的以外の用途に自由に用いることはできない」と述べている。NPTから脱退した国は北朝鮮しかなく、日豪はNACよりも厳しい形で北朝鮮を追及している。

### 非核兵器地帯

非核兵器地帯についてNACは、中東非核兵器地帯条約も含め4項目をさいている。まず「地域の関係諸国間の自由意思で合意された取り組みに基づき、(略)さらなる追加的な非核兵器地帯を設立することを奨励する」(項目17)とし、その上で、1995年、NPTの中東決議による中東非核・非大量破壊兵器地帯の推進を主張している(項目20)。一方、日豪WPには非核兵器地帯という言葉は一度も出てこない。

09年9月の安保理サミットの鳩山演説<sup>3</sup>では、理念の次元とはいえ非核兵器地帯の意義について強調している。これらを発展させるという思考は日本政府には無かったのであろうか。また岡田外相が、野党時代に北東アジア非核兵器地帯をめざすべきことを主張していたという経過もある。

岡田外相は3月23日の談話<sup>4</sup>で、「パッケージ」は、「ICNNDの報告書を参考にしつつ」作成し、NPT再検討会議の最終文書に反映されるよう全力を尽くすと述べ、「より現実的な案として考えていかなければならない」としている。「非核兵器地帯」が「現実的でない」と判断され、項目からはずされたとすれば、極めて残念なことである。

### 核保安の強化

他方、日豪はIAEA包括的保障措置協定や追加議定書に触れ、「核物質防護条約」、「核テロリズム防止条約」を早期に締結するなど、「核物質及び核施設のセキュリティを強化するための更なる措置を講じるよう」(項目16)求め、核保安にかかわる事項を強調している。一方、NAC文書には、これに相当する提言はない。日豪が、原子力の「平和利用」に大きく依存しているという事情が背景にあると考えられる。また、



NACは本誌の冒頭論文に述べたような「核保安」とNPTの関係についての基本的な整理をしている可能性がある。

## 新政権の課題

09年12月、岡田外相は、クリントン米國務長官へ宛てた書簡<sup>5</sup>で「(ICNND報告書の中には)すべての核武装国による措置として核兵器の目的を核兵器使用の抑止のみに限定すべきこと(略)などの提案が含まれています」とし、核の役割の低減に強い意欲を示していた。非核兵器地帯についても、前記のように9月の安保理サミットで、鳩山首相が一般論としてではあるが言及していた。これらを前提に、政権交代により、唯一の被爆国として「核廃絶に向けて先頭に立つ」とした鳩山政権にはNPT再検討プロセスでの活躍が期待された。

しかし、NPTに臨む日豪とNACの姿勢の比較を通じて明ら

かになったのは、「核兵器の役割の低減」、「消極的安全保証」などへの対応に重要な差が見られるということである。前記のように鳩山首相や岡田外相が示してきた認識は、「作業文書」に反映されているようには見えない。日豪が、米国への拡大抑止に依存する政策に固執していることが、これらの限界をもたらしめていると言っても過言ではない。このような政策を続けたままでは、日本が、核兵器のない世界へ向けた推進役となり、被爆国としての道義的責任を果たすことはできないであろう。政府は、米国の核抑止力への依存をしない政策への転換の道を提示すべきであろう。

(湯浅一郎) 

### 注

- 1 [www.un.org/en/conf/npt/2010/workingpapers.shtml](http://www.un.org/en/conf/npt/2010/workingpapers.shtml)
- 2 [www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g\\_okada/australia\\_10/pdfs/1002\\_ks.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_okada/australia_10/pdfs/1002_ks.pdf)
- 3 本誌338号(09年10月15日)
- 4 [www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/22/dok\\_100323.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/22/dok_100323.html)
- 5 [www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/pdfs/g\\_1001\\_1.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/pdfs/g_1001_1.pdf)

### 【資料1】

#### 2010年核不拡散条約再検討会議に向けた核軍縮・不拡散の実際的措置の新たなパッケージ

#### 日本・オーストラリア提出作業文書

NPT/CONF. 2010/WP. 9  
2010年3月24日

日豪両政府は、核不拡散条約(NPT)の重要性を再確認し、同条約の普遍化を通じて国際的な核軍縮・不拡散体制を強化する必要性を強調しつつ、NPT締約国が2010年再検討会議において、次のような核軍縮・不拡散の実際的措置を支持することを提案する。

1. 条約第6条の下ですべての締約国が誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を再確認する。
2. 米ロ間において戦略兵器削減条約(START)後継条約の交渉が進展したことを含め、フランス、ロシア、英国、米国が実施している核軍縮措置を歓迎するとともに、すべての核兵器保有国に対し、二国間ないし多国間での核軍縮交渉を追求するよう求める。
3. そのような交渉が妥結するまでの間、国際の安定を促進するような形で、また、すべてにとって安全保障が減じないという原則に基づき、保有核兵器を削減する、あるいは少なくとも増加させないという誓約を早期に行うよう、すべての核兵器保有国に求める。
4. 核兵器国及び他のすべての核兵器保有国に対し、国家安全保障戦略における核兵器の役割を低減するとの誓約を行うよう求めるとともに、核兵器国に対し、NPTを遵守している非核兵器国に対して核兵器を使用しないという、強化された消極的安全保証を供与するなどの措置を可能な限り早期に講じるよう求める。

5. すべての核兵器保有国に対し、偶発的あるいは無認可の発射の危険性を低減するとともに、国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器システムの作戦上の地位をいっそう低下させる措置を講じるよう求める。

6. 核兵器削減プロセスにおいて、不可逆性及び検証可能性の原則を適用する重要性を強調する。

7. すべての核兵器保有国に、核兵器ならびに運搬システムの数や配備態勢に関する情報について、NPT締約国間で合意された形式で定期的に報告することを含め、自国の核兵器能力に関する透明性を増大させるよう求める。

8. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の未署名国及び未批准国に対し、同条約の早期発効を目指して、可能な限り早期に署名、批准するよう強く求めるとともに、同条約発効までの間、核兵器実験モラトリアムを維持することの重要性を強調する。

9. すべての核兵器保有国に対して兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言し、継続し、軍事目的に不用となった核分裂性物質を自発的に申告し、そのような物質を国際原子力機関(IAEA)保証措置あるいは他の国際的な検証の下に置くことを強く求めるとともに、核分裂性物質生産禁止条約に関する交渉の即時開始ならびに早期妥結を求める。

10. 核兵器の拡散が国際の平和と安定にもたらす脅威を再確認し、また、IAEA保証措置協定ならびに安保理の関連決議の遵守を含む不拡散義務をすべての国家が厳格に遵守することの必要性を再確認する。

11. モデル追加議定書に基づく追加議定書を伴う包括的保証措置協定が、国際的に認知された保証措置の基準となるべきであることを強調するとともに、包括的保証措置協定や追加議定書を未だ締結・発効させていないすべての国に対し、可能な限り早

期に締結、発効させることを強く求め、また、この保証措置基準が核物質及び設備の供給においても適用されることを求める。

12. 条約からの脱退通告に対しては、二国間、地域的なないし国際的な協議を含めた適切な国際的対応がなされることの重要性を強調する。とりわけ、IAEAが保証措置義務違反を指摘する国家が脱退通告を行った場合には、国連安保理が、国連憲章の下でのその役割にしたがって、速やかに開催されるべきである。

13. NPTから脱退した国家は、条約締約国であった間に取得した核物質や設備、また、そのような物質や設備を用いて生産された特殊核物質を平和目的以外の用途に自由に用いることはできないことを強調する。

14. すべてのNPT締約国には、差別無く、また条約第1条、第2条、第3条に則って、平和目的のための核エネルギーの研究、生産、利用を推進する権利があることを再確認するとともに、核エネルギーの平和利用において各国、とりわけ発展途上国を援助するIAEAの任務への支持を表明する。

15. 原子炉を稼働、建設、あるいは計画しているすべての国家に対し、核の安全に関する4つの国際条約、すなわち「原子力の安全に関する条約」、「原子力事故の早期通報に関する条約」、「原子力事故または放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」、並びに「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」の締約国となるよう強く求める。

16. すべての国家に対し、2005年の改正を含む「核物質防護条約」並びに「核によるテロリズム行為等の防止に関する国際条約」を可能な限り早期に締結するなど、核物質及び施設の保安を強化するためのさらなる措置を講じるよう強く求める。

(訳:ピースデポ)

## 【資料2】

### 新アジェンダ連合(ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン)を代表してエジプトが提出した作業文書

NPT/CONF. 2010/WP. 8  
2010年3月23日

新アジェンダ連合は、1995年再検討・延長会議及び2000年再検討会議における合意の完全かつ効果的な履行を実現するために、以下に述べる勧告を通じて、2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けた諸文書(NPT/CONF. 2010/PC. III/WP. 11、NPT/CONF. 2010/PC. II/WP. 26、NPT/CONF. 2010/PC. I/WP. 15)において示された我々の姿勢と勧告を再確認し、さらに強化する。

1. 保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を再確認するとともに、すべてのNPT締約国に対し、この文脈において、2000年再検討会議で合意した核軍縮を達成するための系統的かつ漸進的な努力に向けた実際の措置の履行を加速するよう求める。

2. すべての締約国に対し、核兵器のない世界を達成するとの目標に完全に合致するような政策を追求することを求める。

3. NPTの各条項は、いかなる時、いかなる状況においても各締約国を拘束するものであり、また、すべての締約国は、条約の下での義務の厳格な遵守に関して十分な責任を負うべきであることを繰り返し確認する。

4. すべての締約国に対し、NPTの普遍性を達成するためにあらゆる努力を惜しまぬよう求めるとともに、それに関連して、条約未締約国であるインド、イスラエル、パキスタンに対し、即時かつ無条件に非核兵器国としてNPTに加盟すること、また、その加盟までの間において条約の規定に従うことを強く求める。

5. 朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)に対し、平和的手段による朝鮮半島の非核化の実現に向けて、NPT脱退宣言の撤回、国際原子力機関(IAEA)との協力関係の再構築、ならびに6か国協議への復帰を強く求める。

6. すべての核兵器国に対して、保有核兵器の完全廃棄までの間、自国の安全保障政策における核兵器の役割を低減させるとの誓約にしたがい、保有する非戦略及び戦略核兵器の削減に向けたさらなる措置を講

じるとともに、核兵器の改良や新型核兵器の開発、あるいは核兵器の新たな任務の開発に関するモラトリアムを宣言するよう求める。

7. 核軍縮と核不拡散は相互に補強しあうプロセスであり、それらのいずれにおいても不可逆性、検証可能性、透明性を向上させることが緊急に求められていることを再確認するとともに、これに関連して、さらなる適切かつ効果的な核軍縮の検証能力を向上させる必要性を強調する。

8. 5核兵器国すべてが、軍事的に不要となった核分裂性物質をIAEAないしは他の関連する国際的な検証の下に置くための諸策を講じるとともに、それら物質が、恒久的に軍事計画の外に置かれることを確実にするような方法で、平和目的用に位置づける諸策を講じることの必要性を強調する。

9. 不可逆性ならびに検証の原則に則り、保障措置を伴う核軍縮を世界各地で確立することを促進する上で、核兵器あるいは他の核爆発装置から核分裂性物質を不可逆的に除去することを確保すべく、IAEAの文脈の範囲内において、法的拘束力のある適切な検証に関する取り組みを進展させることを支持する。

10. 核兵器国を含む地域的な同盟に参加している諸国に対し、透明性、信頼性の向上に向けた重要措置として、集団的安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割の低減や排除をめざし、すでに講じられた措置あるいはそのような措置の将来計画について報告するよう奨励する。

11. 核兵器国に対し、核兵器の重要性を強調したり、それらの使用の敷居を低めたりするような軍事ドクトリンの追求を差し控えるよう強く求める。

12. 核兵器国が保有核兵器や軍縮措置の履行に関し、透明性や説明責任を拡大するためのさらなる行動をとることに合意するとともに、この文脈において、2000年再検討会議で合意された報告義務を想起する。

13. すべての核兵器を高い警戒態勢から除外することをめざして、核兵器システムの作戦上の即応体制の緩和に向けたさらなる実際の措置を講じるよう求める。

14. ジュネーブ軍縮会議において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な条約のための交渉を、核軍縮及び核不拡散という両方の目

的を考慮して行うことの必要性を再確認する。

15. 国際的な不拡散・軍縮体制の重要な要素である包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効の死活的な重要性について合意するとともに、これに関連して、条約が発効するまでの間、核兵器爆発実験あるいは他のすべての核爆発に関するモラトリアムを厳守し、維持することを求める。

16. 非核兵器地帯を設置している諸条約の関連議定書を発効させ、また、当該条約の目標や目的に合致しないいかなる留保や一方的解釈に基づく宣言をも撤回させるために必要とされる、すべての措置を講じるよう、すべての関係国に強く求める。

17. 地域の関係諸国間の自由意志で合意された取り組みに基づき、NPTの履行に資することを目的として、さらなる追加的な非核兵器地帯を設立することを奨励する。

18. 2009年7月15日にペリンダバ条約が発効したことを歓迎する。

19. 1995年再検討・延長会議において中東に関する決議が採択されたにもかかわらず、当該地域において非核兵器地帯の設立を実現するための進展が図られていないことを想起する。

20. 中東非核・非大量破壊兵器地帯を設立すること、ならびに1995年中東決議の完全履行に向けた具体的、実際の措置を講じることをあらためて支持する。また、これに関連して、地域内における唯一のNPT未締約国であるイスラエルに対し、即時かつ無条件に非核兵器国として条約に加盟するとともに、同国のすべての核施設をIAEAの包括的保障措置の下に置くようあらためて求める。

21. 核兵器の完全廃棄が、それらの使用あるいは使用の威嚇に対する唯一絶対の保証である一方で、NPT非核兵器国に対し法的拘束力のある安全保証を提供する等の暫定措置も検討すべきであることを繰り返し表明する。

22. 核兵器国に対して、すべてのNPT非核兵器国を対象とする、多国間で交渉された、法的拘束力のある安全の保証が締結されるまでの間は、安全の保証に関する既存の誓約を十分に尊重するよう求める。

(訳:ピースデポ)

以下に訳出するのは、NPT再検討会議が始まった5月3日、米国防総省が発表した備蓄核兵器に関するファクトシートである。核保有国の政府が現有核戦力の実態を不十分ながら公表したことは画期的である。これにより、米国は、核戦力の透明性を増大させ、核軍縮に取り組む強い姿勢を示そうとしている。しかし、戦略核及び非戦略核、予備弾頭などの内訳、さらには退役弾頭や解体待ち弾頭などの数は示されていない。透明性の向上というのであれば、今後、これらのデータについても公開されることが求められる。

www.defense.gov/npr/docs/10-05-03\_Fact\_Sheet\_US\_Nuclear\_Transparency\_FINAL\_w\_Date.pdf

## 米国の備蓄核兵器に関する透明性の向上 2010年5月3日

米国は、備蓄核兵器に関する新たに機密解除された情報を発表する。世界の備蓄核兵器に関する透明性の向上は、核不拡散努力にとって、そして、新START条約の批准・発効後の追加的削減・配備／非配備、及び戦略／非戦略核兵器のすべてを対象とする一追求にとって重要である。

### 備蓄

2009年9月30日現在、米国の備蓄核兵器は、5,113個の核弾頭から構成される。この数は、1967会計年末の核兵器数の最大値(31,255発)より84%、89年末のベルリンの壁崩壊時のレベル(22,217発)より75%少ない。下図は1945年から09年9月30日まで

での備蓄核兵器数の推移を示すものである。

(訳注：本ページの図は図注のとおりピースデポが作成した。)

### 核弾頭の解体

1994会計年度から2009会計年度までの間に、米国は、8,748個の核弾頭を解体した。この他に数千発の核兵器が、現在、退役して解体を待っている。

### 非戦略核兵器

米国の非戦略核兵器数は、1991年9月30日から2009年9月30日の間に約90%減少した。

【定義】\*備蓄核兵器には、活性と不活性の両方の弾頭が含まれる。活性弾頭には、作戦で即使用可能な状態が維持された戦略及び非戦略兵器、短時間内に配備可能な弾頭、及び兵站予備の弾頭が含まれる。これらには、トリチウム・ボトルその他の寿命が限られた部品(LLC)が装着されている。不活性核弾頭は貯蔵所内に非作戦状態で維持されているものであり、トリチウム・ボトルは取り外されている。  
\*退役弾頭は、運搬手段から撤去され、機能できない状態にあり、備蓄核弾頭の一部とは見なされない。それは解体の順番を待っている。  
\*解体済み弾頭は、部品にまで分解された弾頭である。

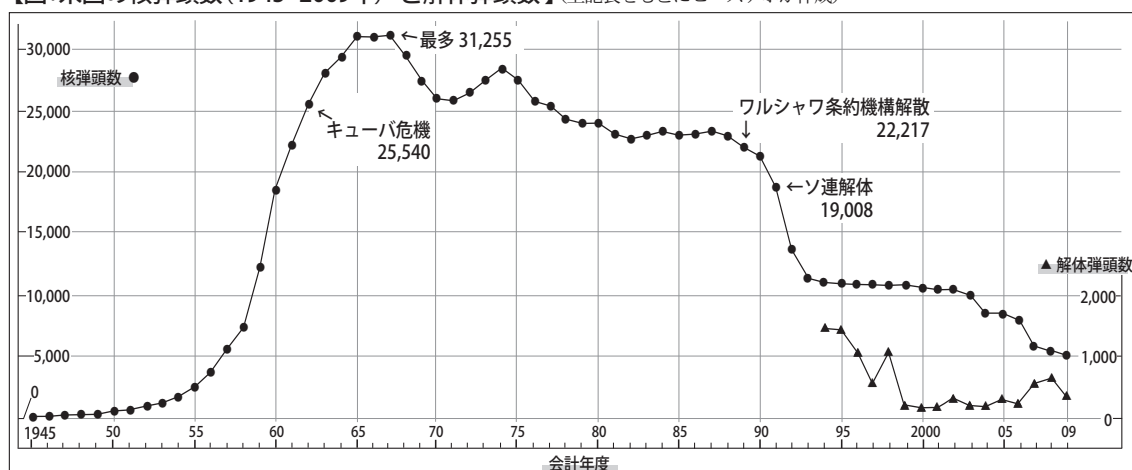
| 備蓄核弾頭数(1962-2009会計年)               |        |      |        |      |        |                                         |        |
|------------------------------------|--------|------|--------|------|--------|-----------------------------------------|--------|
| (1962年以前のデータは93年12月、エネルギー省が発表している) |        |      |        |      |        |                                         |        |
| 1945                               | 2      | 1962 | 25,540 | 1979 | 24,138 | 1996                                    | 11,011 |
| 1946                               | 9      | 1963 | 28,133 | 1980 | 24,104 | 1997                                    | 10,903 |
| 1947                               | 13     | 1964 | 29,463 | 1981 | 23,208 | 1998                                    | 10,732 |
| 1948                               | 50     | 1965 | 31,139 | 1982 | 22,886 | 1999                                    | 10,685 |
| 1949                               | 170    | 1966 | 31,175 | 1983 | 23,305 | 2000                                    | 10,577 |
| 1950                               | 299    | 1967 | 31,255 | 1984 | 23,459 | 2001                                    | 10,526 |
| 1951                               | 438    | 1968 | 29,561 | 1985 | 23,368 | 2002                                    | 10,457 |
| 1952                               | 841    | 1969 | 27,552 | 1986 | 23,317 | 2003                                    | 10,027 |
| 1953                               | 1,169  | 1970 | 26,008 | 1987 | 23,575 | 2004                                    | 8,570  |
| 1954                               | 1,703  | 1971 | 25,830 | 1988 | 23,205 | 2005                                    | 8,360  |
| 1955                               | 2,422  | 1972 | 26,516 | 1989 | 22,217 | 2006                                    | 7,853  |
| 1956                               | 3,692  | 1973 | 27,835 | 1990 | 21,392 | 2007                                    | 5,709  |
| 1957                               | 5,543  | 1974 | 28,537 | 1991 | 19,008 | 2008                                    | 5,273  |
| 1958                               | 7,345  | 1975 | 27,519 | 1992 | 13,708 | 2009                                    | 5,113  |
| 1959                               | 12,298 | 1976 | 25,914 | 1993 | 11,511 | *退役となり解体を待<br>核弾頭は含まない。<br>(2009年9月30日現 |        |
| 1960                               | 18,638 | 1977 | 25,542 | 1994 | 10,979 |                                         |        |
| 1961                               | 22,229 | 1978 | 24,418 | 1995 | 10,904 |                                         |        |

| 解体核弾頭(エネルギー省)  |       |
|----------------|-------|
| (1994-2009会計年) |       |
| 1994           | 1,369 |
| 1995           | 1,393 |
| 1996           | 1,064 |
| 1997           | 498   |
| 1998           | 1,062 |
| 1999           | 206   |
| 2000           | 158   |
| 2001           | 144   |
| 2002           | 344   |
| 2003           | 222   |
| 2004           | 206   |
| 2005           | 280   |
| 2006           | 253   |
| 2007           | 545   |
| 2008           | 648   |
| 2009           | 356   |

(訳注：1961年以前の弾頭数(点線内)は、ファクトシートには示されていない。93年のエネルギー省の公表データによりピースデポが補足した。出典はwww.osti.gov/opennet/forms.jsp?formurl=document/press/pc26tab1.html)

(訳：ピースデポ)

【図：米国の核弾頭数(1945-2009年)\*と解体弾頭数】(上記表をもとにピースデポが作成)



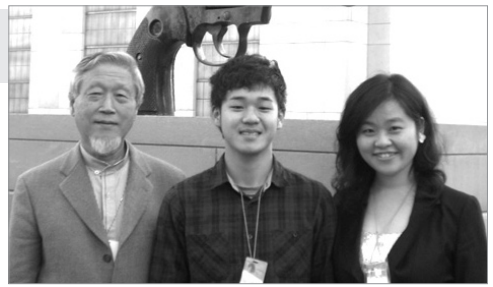


NPT(核不拡散条約)再検討会議

## ニューヨーク派遣報告

新田 哲史

(東京大学文学部、NPO法人セイピースプロジェクト)



左から：梅林宏道、筆者、金マリヤ(平和ネットワーク)。  
2010年5月7日、NY国連本部前にて。

私は今回、ピースデポの会員・購読者の皆様からのカンパをいただきまして、ニューヨークの国連本部で開かれました第8回NPT再検討会議(5月3日～28日)に参加させていただきました。5年に一度、そして米オバマ政権誕生後初めてという、かつてなく高い注目を集めている今回の会議に参加できたことは、私にとってとても貴重な経験となりました。

5月3日から9日までの7日間、ニューヨークに滞在し、本会議を傍聴したり、NGOのワークショップに参加したり、さまざまな経験をすることができました。

まず私が最初に感じたのは、多様なアクターによって構成されているNPT再検討会議という「場」の熱気でした。国連、各国の大使、NGO、市民、被爆者、国会議員、自治体首長など、世界中から多様なアクターがそれぞれの目的を持ってあの場に集まり、互いに異なる利害関係の下、それぞれが行動を起こし、互いに働きかけあう。そうした攻防、交渉、せめぎ合いの上にあの再検討会議という場が成り立っている、そのエネルギーを肌で感じる事が出来ました。

とりわけNGO・市民は大きな存在感を発揮し、精力的な活動を展開していました。「Reaching Critical Will」は毎日ニュースレターを発行することで、前日の会議で何が話されたのかといった最新情報とそれに対する的確な視点を提供していました。NGOのために用意されたカンファレンスルームでは、毎日さまざまなNGOがワークショップを企画し、核廃絶という大きな目標に向けて何が必要なのかということについて互いに議論を交わしていました。また「ガバメント・ブリーフィング」では、実際に各国の大使を招いて話を聞くとともに、NGOとして積極的な働きかけを行っていました。96年の国際司法裁判所の勧告的意見や2000年再検討会議の「明確な約束」を引き出したNGOのアクティブな活動を目の当たりにし、そうしたNGOの人々と交流できたことは、とてもよい刺激になり、経験になりました。

そして、そうしたNGOの活動の中で、今回私が強く感じたのは、「核兵器禁止条約(NWC)」に対する強い決意と情熱です。各国の一般演説の中でも多くの国がNWCまたは「潘基文国連事務総長の5項目提案」に対する支持を表明するなど、今回NWCの交渉開始に向けた機運の高まりを感じました。その中でもNGOは特に、ワークショップを始めさまざまな場面でNWCに言及し、強くこれを主張していました。

でNWCに言及し、強くこれを主張していました。

5月7日に開催されたICANの「Now We Can」と題された集会では、私はそうしたNGOの並々ならぬ決意を感じ、感銘を受けました。パネリストのジョディ・ウィリアムズ(ノーベル平和賞受賞者)とレベッカ・ジョンソン(アクロニム研究所)のスピーチは迫力に満ち、「あなたたちは(段階的な軍縮措置で)満足しているのか」、「交渉開始のチャンスは今しかない」「もっと積極的に各国の政府に働きかけるのだ」といった一つ一つの言葉は力強く、参加者の心を動かすものでした。ステップ・バイ・ステップの旧態を打破するためには、国際的な規範のレベルを上げなければならない、そのような合意をこの会議で絶対に成立させるのだという強固なメッセージに私は、「これが国際規範をつくりだすNGOのパワーか」と大きな衝撃を受けると同時に、最前線で活躍するNGO活動家の持つ大局的な視座やそれを実行する能力に、大きな刺激を受けました。

もう一つの大きな体験は、日韓NGOによる北東アジア非核兵器地帯のワークショップです。国会議員、長崎市長を初めとする非核宣言自治体協議会の自治体首長、非核国ニュージーランドの市長らが参加するという、まさに市民社会、NGO、自治体、国会議員が協力した形で行われ、多くの参加者が集まりました。今回のワークショップは、北東アジア非核兵器地帯の実現の一步に過ぎませんが、それもピースデポが行ってきた地道な活動や働きかけの積み重ねの上に達成できたものです。一つ一つの地道な取り組みの意義を再確認させられると同時に、非核兵器地帯の実現に向けた長い道のりを再認識し、よりいっそう非核兵器地帯を求める声やネットワークを広げていかなければならないと、決意をあらたにしました。

今回のニューヨーク滞在は、世界中の「仲間」と出会い、多くの刺激を受け、自分の未熟さを知り、日本の未熟さを再確認し、更なる精進を決意した7日間でした。欧米から来ていた同世代の活発な取り組み(「BANg: Ban All Nukes generation」など)に触れ、彼らと交流する機会もありました。日本、そしてアジアで同世代のネットワークを広げていくことを約束して、彼らと別れました。私自身セイピースプロジェクトというNPOでそうした活動に取り組んでいますが、一步一步前に進んでいきたいと思っています。

最後になりましたが、今回の私の派遣費用のためにご支援していただきました皆様、そして私にこのような機会を与えてくださったピースデポの皆様からお礼申し上げます。

ピースデポ共催ワークショップ「北東アジア非核兵器地帯」：2010年5月6日、NY国連本部にて。







沖縄・佐敷教会牧師  
金井 創さん

## 辺野古、那覇から 平和を創る

生まれは、北海道の積丹半島の付け根にあり、有島武郎の小説『生まれ出ずる悩み』の舞台にもなった、岩内という町です。親が牧師だったので、教会のことも知っていたし、牧師は一生を懸けるに足る仕事だというのを当時から感じていました。でもそれ以外の世界も見たいという思いで、大学ではあえて関係のないことを学びました。そして就職してみたけれど、やっぱりこれは違うと思い、牧師の道を歩みました。13年間、東京の富士見町教会の牧師をし、その後、明治学院大学(横浜市戸塚区)の学院牧師に赴任しました。

明学にいた10年間は、学生たちと一緒に何かを創り上げていく経験をしました。大学のチャペルは何もキリスト教の占有物ではないので、学生に解放して、キリスト教の学生も、そうでない学生も分け隔てなく参加できる、チャペルライブを企画しました。その時に集まった学生たちと様々な行事を考え、毎年のクリスマスツリー点灯式や、地域との交流がテーマの「戸塚まつり」は、今も続いています。また、身近にある貧困や格差を考えるため、路上生活者について、山谷や寿で活動している人たちを呼んで学習会を開きました。また、学内のボランティアセンターのスタッフや地域の牧師と共に、数人で戸塚の夜回りを始め、学生も時々参加しました。夜回りでは、路上生活者のための横浜市の行政などをまとめた新聞を作って渡したり、話を聞いたり、健康状態をチェックしたりします。僕は明学ではキリスト教の宣伝は一回もしなかったのですが(笑)、自分がやれたことというのは、人と人をつなぐことだったと思います。

今の佐敷教会に赴任する前から、辺野古には何度も訪れていて、こちらの人とも顔見知りになっていたこともあり、関わっていこうと決めていました。僕はたまたま船舶免許を持っていたので、現地の人たちも「早くおいで」と楽しみにしていました(笑)。辺野古のリーフ(サンゴ礁)は、見る分には綺麗ですが、船を操縦するには本当に怖い海です。あちこちに岩などが隠れていて、満潮時はどこでも安心して走れるのですが、潮の引き方によって、ここはまだ通れる、ここは行けない、というポイントがたくさんあります。また、カヌーはひっくり返っても自分一人ですが、船は何人もの

命を預かっているのです、始めは本当に緊張しました。

この前、環境調査で、政府に雇われて船を出していた漁師の人と話をしたのですが、「自分も基地建設には内心は反対だが言えない。だからあなたたちは、“反対するのが当たり前”という雰囲気、環境を作ってくれ。そうしたら自分も言える」ということでした。一見それは無責任な立場だと思えるかもしれないけれど、ああ、これが沖縄の本音なんだと思いました。この4年で実感として分かってきたのは、沖縄には人のつながりやコミュニティががっちりある分、一人で声を上げることがとても難しいということです。心の中には深い思いがあるけれど、それを表現しない、できないというのが本当のところなのだと思います。

4月25日の普天間基地県内移設反対の県民大会で9万人が集まったように、みんな今の状況を変えたいと思っています。誰もが辺野古に行ったり、立ち上がって何かを発言しだすというのはなかなか難しいけれど、みんなが行ける場があれば表現できます。一方で、僕も何度も県民大会に参加し、その度に会場へ向かう渋滞を経験しているわけですが、毎回、車の中で、「あと何度これを経験しなければならないんだろうか」と思います。沖縄は、あと何回この経験をしなければならないのかと。鳩山さんがここまで引っ張っていて、移設先がまた辺野古に戻ってきたのは本当にお粗末です。今ごろ沖縄に来て、どんな言葉をもって説得しても、もはや誰にも届かない状況です。僕らが辺野古にいる意味は、「存在し続けること」にあります。諦めず、ずっと反対の意思表示をし続ける人間がいなくならないということ。政府は環境調査を進めてきたわけですが、物理的にすべてを止めることはできません。でも少数であっても、諦めない人間がそこに居続けるということが、結果的に多くの人に関心を向けた時、状況を変えうる起点になると思います。

3年前から、那覇で路上生活者の夜回りもしています。沖縄では、路上に転落していく人はほばいないと聞いていましたが、沖縄全体で200人超の路上生活者がいるとされていて、那覇に集中しています。少しずつですが、行政もケアに力を入れるようになってきました。

僕にとっては、教会も辺野古も、那覇の夜回りも、全部が直結した問題としてあります。大事にしたいのは、「平和を創る」ということに携わっていたいということです。今の社会が平和であるならば、「平和を守る」ということになるわけですが、これまで平和を守るという名目のために戦争が起こされてきました。平和を守るという発想では戦争は防げません。聖書の中には、「正義のないところに平和はない」とあります。「正義」というのも、悪をやっつけるという意味ではなく、力のない人たち、権力を奪われている人たちの人権がきちんと守られるということです。そう考えたら、今の僕らが生きているこの社会は、決して平和な社会じゃない。そこに生きている人たちの人権が守られ、その人たちが人間らしく生きられるような方法で、平和を創っていけたらと思っています。(談。まとめ、写真：塚田晋一郎)

かない・はじめ

日本キリスト教団佐敷教会(沖縄県南城市)牧師。北海道出身。早稲田大学を卒業後、北海道銀行に就職。東京神学大学に編入学。13年間、富士見町教会(東京・飯田橋)の牧師を勤める。96年～、明治学院大学学院牧師。06年、佐敷教会に赴任。

# 日誌

2010.5.6～5.20

作成：塚田晋一郎

IAEA＝国際原子力機関／LEU＝低濃縮ウラン／  
NATO＝北大西洋条約機構／NPT＝核不拡散条約／  
NYT＝ニューヨーク・タイムズ／START＝戦略兵器削減条約

●5月6日 日本原子力研究開発機構、高速増殖原型炉「もんじゅ」の運転を、14年5か月ぶりに再開。  
●5月7日付 天野IAEA事務局長、イランがミサイル開発技術に関する査察官の調査を全面的に拒否していると述べ、非難。NYT。  
●5月8日 パキスタン、核弾頭搭載可能な中距離弾道ミサイル「ハトフ4」と短距離弾道ミサイル「ハトフ3」の発射に成功と発表。  
●5月10日 テルアピブ大のエベン教授(元イスラエル原子炉職員)、陸軍ラジオで同国は核保有を公表し、査察を受け入れるべきだと語る。  
●5月11日 日本政府、NPT再検討会議の第1委員会でも軍縮不拡散教育に関する共同声明を発表。ロシアを含む42か国による共同提案。  
●5月12日 ロシア外務省のネステレンコ報道官、同国の保有核弾頭数について、新START発効後に公表を検討する可能性を示す。  
●5月12日 北朝鮮「労働新聞」、同国が核融合に成功したと報じる。  
●5月13日 オバマ米大統領とメドベージェフ・ロ大統領が電話会談。新START批准を急ぐことを確認。米大統領、同条約を上院に送付。  
●5月13日 オバマ米大統領、保有核弾頭の維持管理・関連インフラ近代化計画の報告書を議会に送付。10年間で800億ドルの支出を要求。  
●5月15日 岡田外相、楊中国外相と韓国・慶州で会談し、保有核の削減を求める。  
●5月16日 中国外務省の馬報道局長、岡田外相による核削減要求を批判し、「最低水準の核能力を維持し続ける」とする談話を発表。

## 海外派遣カンパ

合計356,000円、  
ありがとうございました。

新田哲史さんのニューヨーク派遣のため、皆さまから目標額(30万)を超える356,000円のカンパをいただきました(3月30日～4月末)。ご協力ありがとうございました。

## 核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

●5月17日 イラン、トルコ、ブラジルの3か国、イランのLEU1.2トンをつトルコに搬出し、濃縮・加工した核燃料棒と交換することで合意。  
●5月17日 NATO新「戦略概念」を検討してきた専門家グループが勧告を発表。米戦略核を「最小限の水準で維持し続けるべきだ」と提言。  
●5月17日 インド、核弾頭搭載可能な中距離弾道ミサイル「アグニ2」の発射に成功と発表。  
●5月18日 クリントン米國務長官、上院外交委員会で、新STARTが批准されれば中国との核協議が促進されるとし、早期審議を要求。  
●5月18日 米、国連安保理緊急会合で、理事国にイラン追加制裁決議の草案を配布。  
●5月18日 国民投票法が施行。  
●5月20日 3月26日の韓国哨戒艦「天安」沈没事故で、韓米豪英スウェーデンの専門家調査団が、原因は北朝鮮の魚雷と結論付ける報告。

## 沖縄

●5月6日 鳩山首相、普天間県内移設表明に関し、「公約は沖縄の負担軽減のための米軍再編見直しをしっかりと行うというもの」と述べる。  
●5月7日 鳩山首相、首相官邸で徳之島の3町長と面会。普天間の一部機能受け入れを正式に要請。町長らはいかなる機能も受け入れないと明言。首相は継続協議を要望、町長らは拒否。  
●5月7日 岡田外相、普天間県外移設を断念した理由について「沖縄の場所的優位性」と「受け入れる自治体がない」ことを挙げる。  
●5月7日 前原沖縄担当相、普天間県内移設に関し「苦渋の判断をした。県民に謝意を表し、沖縄の負担集中を率直に詫言いたい」と述べる。  
●5月7日 亀井国民新党代表、普天間移設で、辺野古沿岸部への基地建設反対を示し、キャンプ・シュワブ陸上案の検討を改めて求める。  
●5月10日 鳩山首相、普天間移設で関係4閣僚と協議。辺野古沿岸部に、くい打ち棧橋方式で代替施設を造る政府原案を確認。  
●5月10日 沖縄基地問題懇談会会長の川内衆院議員ら、佐野首相秘書官にカマチョ・グアム州知事とフェテル北マリアナ連邦知事の親書を渡し、両地への移設を検討するよう求める。  
●5月10日 岡田外相と前原沖縄担当相、米海兵隊の日本駐留の必要性を示しつつ、沖縄でなくても構わないことを示唆する発言。  
●5月10日 岡田外相、米海兵隊の抑止力について「日本への侵略があった場合、その国に対して在日米軍が攻撃する。その能力があることを見せるのが抑止力になっている」と説明。  
●5月11日 北沢防衛相、普天間移設について、5月末以降も協議が継続するとの見方を示す。  
●5月11日 米太平洋海兵隊のサンプソン戦略

## イアブック

好評発売中！(5月15日発行)

## 「核軍縮・平和2009-10」

―市民と自治体のために―

監修：梅林宏道／発行：NPO法人ピースデポ  
発売元：高文研／A5版、320頁



会員価格1500円

一般価格1800円(＋送料)

●特集：「核兵器のない世界」へ

□ 48のキーワード

□ 42の一次資料

□ 市民と自治体に行き届くこと

★ご注文はピースデポへお電話・メール・FAXを！

コミュニケーション部長、「空港や港湾施設がなくても、上陸できるのは海兵隊しかない。沿岸が多い島国にとっては重要だ」と発言。

●5月13日 福島民党党首、普天間移設の政府原案に対し、工法を問わず辺野古を含めた県内移設には党として反対することを明言。

●5月13日 防衛省、米側が久米島・鳥島射撃場返還に応じない姿勢を示していると明かす。

●5月14日 仲井真知事、記者会見で、鳩山首相に対し、普天間の県外移設を重ねて求める。

●5月15日 復帰38年の県民大会、宜野湾海浜公園で開催。3800人が参加(主催者発表)。

●5月16日 普天間基地返還を求める包囲行動。17000人が参加(主催者発表)。伊波宜野湾市長、稲嶺名護市長も参加。両市長、共同声明を発表。

●5月18日付 スタックボール元米太平洋海兵隊司令官、「日本政府が海兵隊基地の県外移設を望めば、コストはかかるが可能だ」と述べる。

●5月19日 鳩山首相、普天間移設に関し、辺野古沿岸部埋め立て容認の可能性を示唆。

●5月19日 高嶺県議会議長、首相官邸で滝野官房副長官に普天間県内移設反対を伝え、議会が誘致決議をしたテニアンなどへの移設を求める。

●5月20日 福島民党党首、鳩山首相に県や与党の同意なしの日米合意には反対と伝える。

## 今号の略語

CTBT＝包括的核実験禁止条約

DPRK＝朝鮮民主主義人民共和国

FMCT＝兵器用核分裂性物質生産禁止条約

IAEA＝国際原子力機関

ICNND＝核不拡散・核軍縮に関する国際委員会

MOX＝ウラン・プルトニウム混合酸化物

NAC＝新アジェンダ連合

NATO＝北大西洋条約機構

NPT＝核不拡散条約

NWC＝核兵器禁止条約

START＝戦略兵器削減条約

## ピースデポの会員になって下さい。

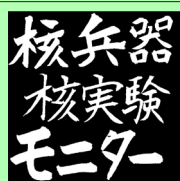
会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>

田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

## 宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、新田哲史、塚田夢生、津留佐和子、中村和子、梅林宏道